

伊万里市公告第1号

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、農業振興地域整備計画の一部を変更したので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更を次により縦覧に供する。

令和8年1月9日

伊万里市長 深浦 弘信



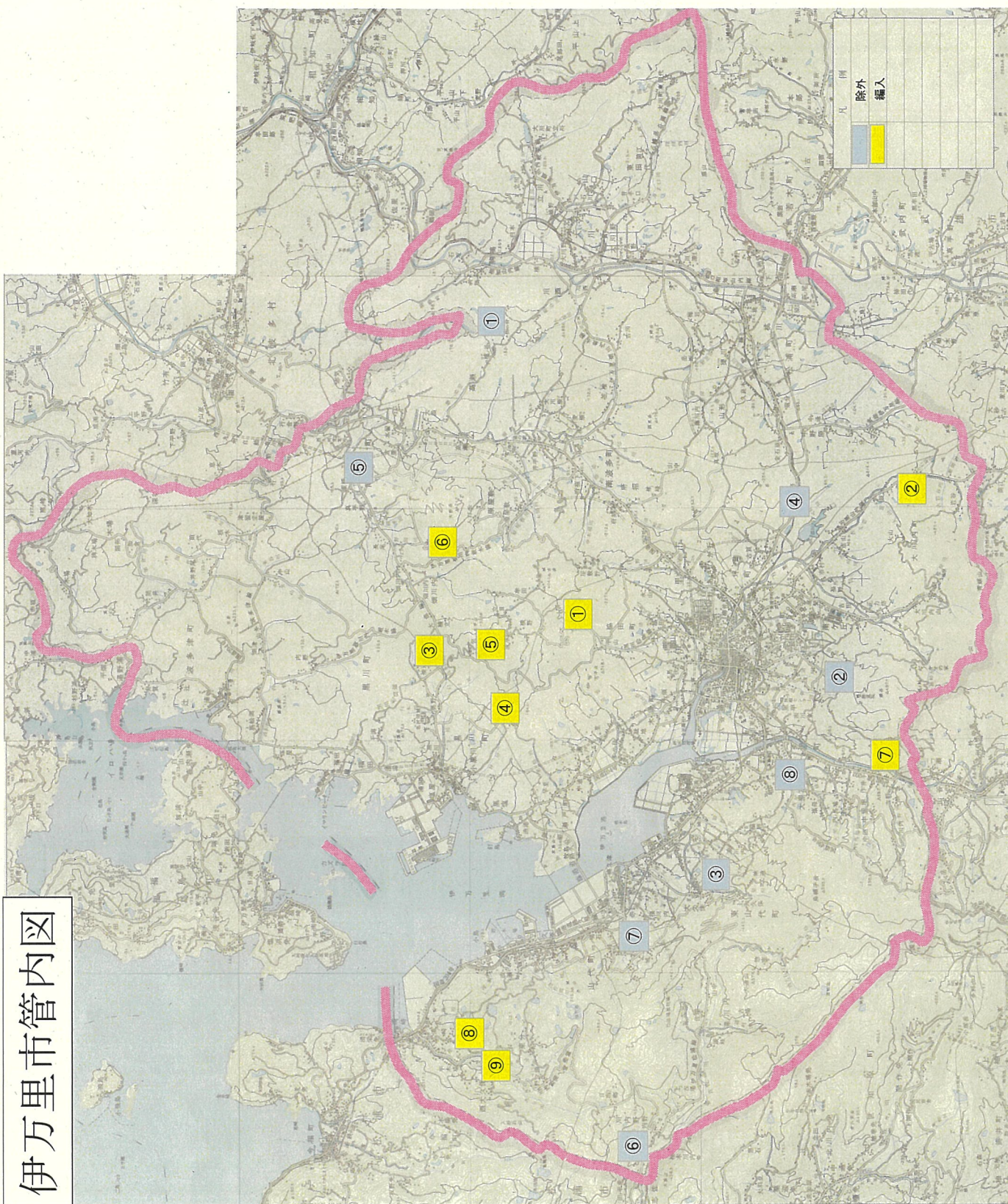
記

1 農用地利用計画変更の縦覧場所

伊万里市役所農業振興課 伊万里市立花町1355番地1
伊万里市ホームページ

伊万里市管内図

凡例
除外
編入



ア. 農業振興地域整備計画の変更経過

	変更決定年月日(法第12条の規定による)及び番号	備考
当初	令和7年3月25日付け伊万里市公告第15号	
第5回	令和7年11月4日付け伊万里市公告第72号	

イ. 農用地利用計画

	総面積	農 用 地							混牧林地	農業用施設用地	混牧林地以外の山林原野	その他
		農 地			計	採草放牧地	計					
		田	畑	樹園地								
農業振興地域	m ² 224,700,000.00	m ² 30,374,997.44	m ² 15,765,129.52	m ² 2,494,446.54	m ² 48,634,573.50	m ² 243,378.00	m ² 48,877,951.50	m ² 0.00	m ² 665,564.87	m ² 114,137,909.81	m ² 61,018,573.82	
農用地利用計画 (当初)	m ² 32,769,597.27	m ² 25,133,296.38	m ² 5,098,492.48	m ² 1,628,865.54	m ² 31,860,654.40	m ² 243,378.00	m ² 32,104,032.40	m ² 0.00	m ² 665,564.87	m ² 0.00	m ² 0.00	
農用地利用計画 (第5回)	m ² 32,762,113.27	m ² 25,123,681.38	m ² 5,098,492.48	m ² 1,628,865.54	m ² 31,851,039.40	m ² 243,378.00	m ² 32,094,417.40	m ² 0.00	m ² 667,695.87	m ² 0.00	m ² 0.00	
変更計画	m ² -977.16	m ² 6,601.84	m ² -694.00	m ² 0.00	m ² 5,907.84	m ² 0.00	m ² 5,907.84	m ² 0.00	m ² -6,885.00	m ² 0.00	m ² 0.00	
変更後の 農用地利用計画	m ² 32,761,136.11	m ² 25,130,283.22	m ² 5,097,798.48	m ² 1,628,865.54	m ² 31,856,947.24	m ² 243,378.00	m ² 32,100,325.24	m ² 0.00	m ² 660,810.87	m ² 0.00	m ² 0.00	

ウ. 変更総括調書

(ア) 農用地区域から除外する農地

	1	2	3	4	5	6	7
変更事由	植林のため	植林のため	資材置場	駐車場	駐車場及び緑地	太陽光発電設備用地	資材置場
変更場所	大川町川西 字相ノ谷 1362番487の全部	立花町 字鷺川内 142番1の全部 外3筆	東山代町東大久保 字西下浦丸 1813番3の全部 外3筆	大坪町 字浪瀬 丙32番6の全部 外1筆	南波多町谷口 字ユキゾノ 160番の全部	東山代町川内野 字柳谷 5491番の全部 外2筆	山代町楠久 字茅野一 1595番1の全部 外2筆
変更面積(㎡)	3,592.00	2,215.00	6,885.00	140.16	130.00	2,413.00	2,160.00
備考	除外	除外	除外	除外	除外	除外	除外

	8						
変更事由	駐車場						
変更場所	二里町大里 字中町 乙164番の全部						
変更面積(㎡)	2,013.00						
備考	除外						

農用地区域から除外する土地(単位 : m²)

番号	町名・大字	字	地番	田	畑	樹園地	農業用 施設用地	面積計
1	大川町川西	字相ノ谷	1362番487の全部		3,592.00			3,592.00
2	立花町	字鷺川内	142番1の全部	320.00				320.00
2	立花町	字鷺川内	144番の全部	518.00				518.00
2	立花町	字高尾	504番の全部	1,155.00				1,155.00
2	立花町	字高尾	516番の全部	222.00				222.00
3	東山代町東大久保	字西下浦丸	1813番3の全部				924.00	924.00
3	東山代町東大久保	字西下浦丸	1813番1の全部				1,911.00	1,911.00
3	東山代町東大久保	字西下浦丸	1810番1の全部				3,913.00	3,913.00
3	東山代町東大久保	字西下浦丸	1812番2の全部				137.00	137.00
4	大坪町	字浪瀬	丙32番6の全部	7.16				7.16
4	大坪町	字浪瀬	丙33番3の全部	133.00				133.00
5	南波多町谷口	字ユキゾノ	160番の全部		130.00			130.00
6	東山代町川内野	字柳谷	5491番の全部	657.00				657.00
6	東山代町川内野	字柳谷	5492番の全部	506.00				506.00
6	東山代町川内野	字山犬川	5515番1の全部	1,250.00				1,250.00
7	山代町楠久	字茅野一	1595番1の全部	711.00				711.00
7	山代町楠久	字茅野一	1595番2の全部	1,200.00				1,200.00
7	山代町楠久	字茅野一	1595番3の全部	249.00				249.00
8	二里町大里	字中町	乙164番の全部	2,013.00				2,013.00
	合計		19筆	8,941.16	3,722.00		6,885.00	19,548.16

ウ. 変更総括調書

(イ) 農用地区域へ編入する農地

	1	2	3	4	5	6	7
変更事由	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため
変更場所	脇田町 字中山岳 2008番の全部	大川内町 字小石原 1736番3の一部	黒川町大黒川 字大谷 832番1の全部 外2筆	黒川町黒塩 字屏風谷 3017番1の全部 外5筆	黒川町清水 字井手ノ下 248番3の全部 外3筆	黒川町花房 字入舟 1243番1の一部	二里町中里 字南古子 38番5の全部 外1筆
変更面積(㎡)	687.00	250.00	3,028.00	3,740.00	8,298.00	435.00	1,355.00
備考	編入	編入	編入	編入	編入	編入	編入

	8	9					
変更事由	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため					
変更場所	山代町西分 字早稲田 4344番の一部	山代町西分 字上揚 5361番の全部					
変更面積(㎡)	727.00	51.00					
備考	編入	編入					

農用地区域へ編入する土地(単位 : m²)

番号	町名・大字	字	地番	田	畑	樹園地	面積計
1	脇田町	字中山岳	2008番の全部	687.00			687.00
2	大川内町	字小石原	1736番3の一部	250.00			250.00
3	黒川町大黒川	字大谷	832番1の全部		1,595.00		1,595.00
3	黒川町大黒川	字大谷	837番1の全部		511.00		511.00
3	黒川町大黒川	字立道	831番1の全部		922.00		922.00
4	黒川町黒塩	字屏風谷	3017番1の全部	2,023.00			2,023.00
4	黒川町椿原	字岩ノ上	1510番1の全部	594.00			594.00
4	黒川町椿原	字岩ノ上	1510番2の全部	226.00			226.00
4	黒川町椿原	字岩ノ上	1510番3の全部	592.00			592.00
4	黒川町椿原	字岩ノ上	1510番4の全部	74.00			74.00
4	黒川町椿原	字岩ノ上	1510番7の全部	231.00			231.00
5	黒川町清水	字井手ノ下	248番3の全部	2,720.00			2,720.00
5	黒川町清水	字井手ノ下	260番2の全部	3,732.00			3,732.00
5	黒川町清水	字一ツ枝	441番2の全部	1,202.00			1,202.00
5	黒川町清水	字一ツ枝	441番3の全部	644.00			644.00
6	黒川町花房	字入舟	1243番1の一部	435.00			435.00
7	二里町中里	字南古子	38番5の全部	1,211.00			1,211.00
7	二里町中里	字古子	648番の全部	144.00			144.00
8	山代町西分	字早稲田	4344番の一部	727.00			727.00
9	山代町西分	字上揚	5361番の全部	51.00			51.00
	合計		20筆	15,543.00	3,028.00		18,571.00

エ. 変更事由別調書

番号	1
----	---

(ア) 変更目的及び理由

植林のため

植林のため、法第13条第2項に基づき農用地区域から除外する。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
大川町川西	字相ノ谷	1362番487の全部	畑		3,592.00	第2種農地	
合計					3,592.00		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
			ha	m ²			

※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。

ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。

※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。

- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
 - ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
- のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

農振6要件及び転用許可基準を満たしているので、やむを得ない。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ 農振除外6要件の検討

別紙のとおり

⑥ その他

有害鳥獣進入防止柵が設置されているが、返還等が要件とされている補助金・交付金を活用したものではない。

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無

無

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無

無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無

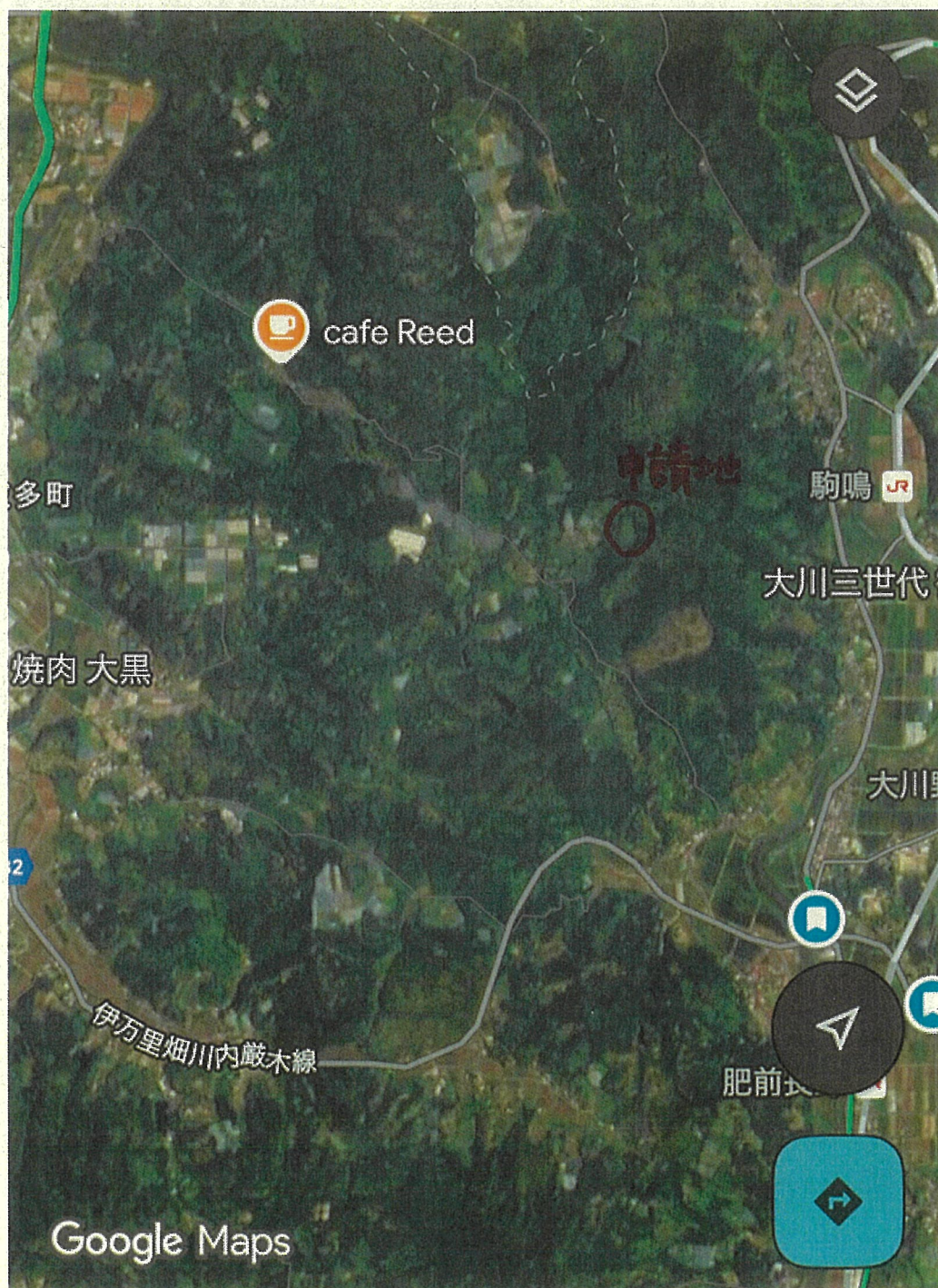
無

【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)

申請地位置図

所在地：伊万里市大川町川西字相ノ谷 1 3 6 2 番 4 8 7



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更申請書」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	大川町川西字相ノ谷1362番487
申請地の状況	申請地は 大川町川西 に位置している。
変 更 目 的	植林
申 請 内 容	農用地区域からの除外
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当する農地である。農用地区域から除外された場合、特定土地改良事業等の施行に係る区域内ではなく、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内でもないため、農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当する第2種農地である。
転用許可の見込みについて	転用の目的は植林であり、周辺の農地等に係る営農条件への支障がないと判断できれば、第2種農地の許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当すると思われる。
農用地利用計画変更及び地域計画の変更に対する農業委員会の意見	申請地の周辺には農地が存在しているが、雨水は地下浸透のため、農地の集団化・農業上の利用及び農地の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第 3.5.6 号
令和 7 年 10 月 6 日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付け伊農振第 265 号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

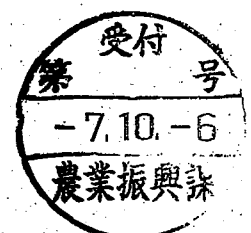
記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキソノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊営振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

◎農振法第13条第2項の各要件検討調書

番号	1	目的	植林のため
----	---	----	-------

第1号要件

1-1 農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・適当性

(判断材料)

- ① 具体的な転用計画があり、定められた施設の通常の利用形態から判断して、計画地に立地することが必要かつ適当であることが判断できる内容となっていること。
- ② 施設の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて、農用地区域からの除外が過大ではないと判断できる内容となっていること。
- ③ (Q&A問46、問79参照)

管理が困難になったため、植林を行いたいという申請である。用途の性質上、面積は過大ではないと考えられる。

1-2 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難な理由

(判断材料)

- ① 地域内に①農地以外の土地、②農用地区域以外の農地で、施設の建設等が可能な土地があるか確認されていること。
(適当な土地があっても、そこで建設できない理由があれば、代替困難に該当する場合もある。)
- ② (Q&A問79参照)

管理が困難になったため、植林を行いたいという申請である。申請地以外に代替地を検討する余地はない。

第2号要件

2 地域計画(農業経営強化基盤強化法第19条第1項)の達成に支障を及ぼす影響

(判断材料)

- ① 地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供するものでないこと。
- ② 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じるおそれがないこと。

申請地は、地域計画区域外の土地であるため、地域計画の達成に支障はないと判断する。

第3号要件

3 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響

(判断材料)

- ① 農用地区域から除外して施設を建設等することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断できる内容となっていること。
- ② 集落周辺部にあり、この圃場が転用されても、周辺農地の農地の集団化、農作業の効率化(連担性、連続性)に影響が出ない説明を行うこと。
- ③ (Q&A問81参照)

申請地は農地の集団の縁辺部にあたるため、変更後も周囲に与える影響は軽微である。

第4号要件

4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営に与える影響

(判断材料)

- ① 除外予定農地を含む農地集団に効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営する農地及び農業経営改善計画等で利用集積を目指す農地が含まれていないこと。
- ② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれないこと。
- ③ 経営規模の大幅な縮小により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す農業経営改善計画の達成等に支障が生じないこと。

地元区長や生産組合長からの承諾は得られており、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して支障は生じないと判断できる。

第5号要件

5 土地改良施設の有する機能に与える影響

(判断材料)

- ① 農業用排水路、農道、パイプライン、その他施設、それぞれについて、施設の建設等により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことが判断できる内容となっていること。
- ② 土地改良施設を管理する者と調整を行った場合は、その内容について記述されていること。

農道及び水路に支障を及ぼすような工事はなされない。

第6号要件

6 土地改良事業完了後8年経過

(判断材料)

- ① 対象となる土地改良事業は、①国営事業又は国庫補助事業で、かつ ②「農業用排水施設の新設又は変更」、「区画整理」、「農用地の造成」、「埋立又は干拓」、「客土、暗渠排水その他事業」
- ② 完了後8年経過の判断については、土地改良事業の工事完了公告がされた日が属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。

土地改良事業未実施

エ. 変更事由別調査

番号 2

(ア) 変更目的及び理由

植林のため
植林のため、法第13条第2項に基づき農用地区域から除外する。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
立花町	字駕川内	142番1の全部	田		320.00	第2種農地	
立花町	字駕川内	144番の全部	田		518.00	第2種農地	
立花町	字高尾	504番の全部	田		1,155.00	第2種農地	
立花町	字高尾	516番の全部	田		222.00	第2種農地	
合計					2,215.00		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
			ha	m ²			

※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。
ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。

※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。

- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
- ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

農振6要件及び転用許可基準を満たしているので、やむを得ない。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ 農振除外6要件の検討

別紙のとおり

⑥ その他

有害鳥獣進入防止柵が設置されているが、返還等が要件とされている補助金・交付金を活用したものではない。

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無

無

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無

無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無

無

【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)

Google



© 株式会社 国土院

地図データ ©2025

50 m

位置図 ①



画像 ©2025 Airbus、Maxar Technologies、地図データ ©2025 50 m

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更申請書」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	立花町字鷺川内142番1 立花町字鷺川内144番 立花町字高尾504番 立花町字高尾516番
申請地の状況	申請地は 富士町 に位置している。
変 更 目 的	植林
申 請 内 容	農用地区域からの除外、地域計画の変更
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当する農地である。 農用地区域から除外された場合、特定土地改良事業等の施行に係る区域内ではなく、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内でもないため、農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当する第2種農地である。
転用許可の見込みについて	転用の目的は植林であり、周辺の農地等に係る営農条件への支障がないと判断できれば、第2種農地の許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当すると思われる。
農用地利用計画変更 及び地域計画の変更 に対する 農業委員会の意見	申請地の周辺には農地が存在しているが、雨水は地下浸透のため、農地の集団化・農業上の利用及び農地の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。 地域計画から除外することに対しては、農用地区域内から除外された後は、農地として利用されないため支障ないと考えます。

*農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第3.5.6号
令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキノノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稻田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊農振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

◎農振法第13条第2項の各要件検討調査

番号	2	目的	植林のため
----	---	----	-------

第1号要件

1-1 農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・適当性

(判断材料)

- ①具体的な転用計画があり、定められた施設の通常の利用形態から判断して、計画地に立地することが必要かつ適当であることが判断できる内容となっていること。
- ②施設の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて、農用地区域からの除外が過大ではないと判断できる内容となっていること。
- ③(Q&A問46、問79参照)

管理が困難になったため、植林を行いたいという申請である。用途の性質上、面積は過大ではないと考えられる。

1-2 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難な理由

(判断材料)

- ①地域内に①農地以外の土地、②農用地区域以外の農地で、施設の建設等が可能な土地があるか確認されていること。
(適当な土地があっても、そこで建設できない理由があれば、代替困難に該当する場合もある。)

②(Q&A問79参照)

管理が困難になったため、植林を行いたいという申請である。申請地以外に代替地を検討する余地はない。

第2号要件

2 地域計画(農業経営強化基盤強化法第19条第1項)の達成に支障を及ぼす影響

(判断材料)

- ①地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供するものでないこと。
- ②地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じるおそれがないこと。

申請地は、地域計画区域内の土地であったが、令和7年10月22日に地域計画区域外の土地へ変更済みであるため、地域計画の達成に支障はないと判断する。

第3号要件

3 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響

(判断材料)

- ①農用地区域から除外して施設を建設等することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断できる内容となっていること。
- ②集落周辺部にあり、この圃場が転用されても、周辺農地の農地の集団化、農作業の効率化(連担性、連続性)に影響が出ない説明を行うこと。
- ③(Q&A問81参照)

申請地は山間部にあり、農地の集団から離れている為、変更後も周囲に与える影響は軽微である。隣接する農地の所有者から転用に対する同意書が農業委員会へ提出される見込みである。

第4号要件

4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営に与える影響

(判断材料)

- ①除外予定農地を含む農地集団に効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営する農地及び農業経営改善計画等で利用集積を目指す農地が含まれていないこと。
- ②効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれないこと、
- ③経営規模の大幅な縮小により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す農業経営改善計画の達成等に支障が生じないこと。

地元区長や生産組合長からの承諾は得られており、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して支障は生じないと判断できる。

第5号要件

5 土地改良施設の有する機能に与える影響

(判断材料)

- ①農業用排水路、農道、パイプライン、その他施設、それぞれについて、施設の建設等により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことが判断できる内容となっていること。
- ②土地改良施設を管理する者と調整を行った場合は、その内容について記述されていること。

農道及び水路に支障を及ぼすような工事はなされない。

第6号要件

6 土地改良事業完了後8年経過

(判断材料)

- ①対象となる土地改良事業は、①国営事業又は国庫補助事業で、かつ ②「農業用排水施設の新設又は変更」、「区画整理」、「農用地の造成」、「埋立又は干拓」、「客土、暗渠排水その他事業」
- ②完了後8年経過の判断については、土地改良事業の工事完了公告がされた日が属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。

土地改良事業未実施

(ア) 変更目的及び理由

資材置場

資材置き場造成のため、法第13条第2項に基づき農用地区域から除外する。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
東山代町東大久保	字西下浦丸	1813番3の全部	農業用施設用地		924.00	(雑種地)	
東山代町東大久保	字西下浦丸	1813番1の全部	農業用施設用地		1,911.00	(雑種地)	
東山代町東大久保	字西下浦丸	1810番1の全部	農業用施設用地		3,913.00	(雑種地)	
東山代町東大久保	字西下浦丸	1812番2の全部	農業用施設用地		137.00	(雑種地)	
合計					6,885.00		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
			ha	m ²			

※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。

ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。

※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。

- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
 - ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
- のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

農振6要件及び転用許可基準を満たしているため、やむを得ない。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ 農振除外6要件の検討

別紙のとおり

⑥ その他

現在農業用施設用地として農用地区域となっている。平成13年以前から農業用施設用地として農用地区域となっているが、何を目的とした農業用施設用地であったかは不明である。

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無

無

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無

無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無

無

【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)

住所

伊万里市東山代東大久保字西下浦丸

地番

リ
ラ
ス
ベ
ス
ト
ル

条件なし

選択中 4 / 30件

選択をクリア

土地リスト

	佐賀県伊万里市東山代町東大久保1813-3		
	参考面積：923.18㎡	住所	路線価図
	佐賀県伊万里市東山代町東大久保1813-1		
	参考面積：1914.2㎡	住所	路線価図
	佐賀県伊万里市東山代町東大久保1810-1		
	参考面積：3910.99㎡	住所	路線価図
	佐賀県伊万里市東山代町東大久保1812-2		
	参考面積：138.15㎡	住所	路線価図

合計面積：6886.52㎡

登記情報取得

地図 航空写真 シンプル

JON 地番地図(ver.2)を選択中

Google

画像 ©2025 Airbus, Maxar Technologies 50 m

地図の誤りを報告する

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更申請書」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	東山代町東大久保字西下浦丸1813番3 東山代町東大久保字西下浦丸1813番1 東山代町東大久保字西下浦丸1810番1 東山代町東大久保字西下浦丸1812番2
申請地の状況	申請地は 東山代町東大久保 に位置している。
変 更 目 的	資材置場
申 請 内 容	農用地区域からの除外
農用地利用計画変更 に対する 農業委員会の意見	農地法上の農地ではないため、農地転用の許可不要である。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第356号

令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

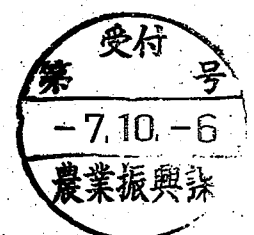
記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキソノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊営振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

◎農振法第13条第2項の各要件検討調査

番号	3	目的	資材置場
----	---	----	------

第1号要件

1-1 農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・適当性

(判断材料)

- ①具体的な転用計画があり、定められた施設の通常の利用形態から判断して、計画地に立地することが必要かつ適当であることが判断できる内容となっていること。
- ②施設の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて、農用地区域からの除外が過大ではないと判断できる内容となっていること。
- ③(Q&A問46、問79参照)

具体的な転用計画があるものと判断ができる。申請面積についても、過大ではないと判断できる。

1-2 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難な理由

(判断材料)

- ①地域内に①農地以外の土地、②農用地区域以外の農地で、施設の建設等が可能な土地があるか確認されていること。
(適当な土地があっても、そこで建設できない理由があれば、代替困難に該当する場合もある。)

②(Q&A問79参照)

申請地周辺の農地以外の土地、農用地区域以外の農地で代替となる土地を検討したが、条件に見合う土地は存在しなかった。
(別紙:理由書参照)

第2号要件

2 地域計画(農業経営強化基盤強化法第19条第1項)の達成に支障を及ぼす影響

(判断材料)

- ①地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供するものでないこと。
- ②地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じるおそれがないこと。

申請地は、地域計画区域外の土地であるため、地域計画の達成に支障はないと判断する。

第3号要件

3 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響

(判断材料)

- ①農用地区域から除外して施設を建設等することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断できる内容となっていること。
- ②集落周辺部にあり、この圃場が転用されても、周辺農地の農地の集団化、農作業の効率化(連担性、連続性)に影響が出ない説明を行うこと。
- ③(Q&A問81参照)

申請地は山間部にあり、農地の集団から離れている為、変更後も周囲に与える影響は軽微である。

第4号要件

4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営に与える影響

(判断材料)

- ①除外予定農地を含む農地集団に効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営する農地及び農業経営改善計画等で利用集積を目指す農地が含まれていないこと。
- ②効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれないこと、
- ③経営規模の大幅な縮小により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す農業経営改善計画の達成等に支障が生じないこと。

地元区長や生産組合長からの承諾は得られており、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して支障は生じないと判断できる。

第5号要件

5 土地改良施設の有する機能に与える影響

(判断材料)

- ①農業用排水路、農道、パイプライン、その他施設、それぞれについて、施設の建設等により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことが判断できる内容となっていること。
- ②土地改良施設を管理する者と調整を行った場合は、その内容について記述されていること。

農道及び水路に支障を及ぼすような工事はなされない。

第6号要件

6 土地改良事業完了後8年経過

(判断材料)

- ①対象となる土地改良事業は、①国営事業又は国庫補助事業で、かつ ②「農業用排水施設の新設又は変更」、「区画整理」、「農用地の造成」、「埋立又は干拓」、「客土、暗渠排水その他事業」
- ②完了後8年経過の判断については、土地改良事業の工事完了公告がされた日が属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。

土地改良事業未実施

選 定 理 由 書

1. 当該地を選定した理由

元々、地域が炭鉱の埋設地域だった所、20年以上前に、業界団体の補助をもらい、防災工事をほどこしております。全体面積は10万㎡以上、本来であれば、その際に農振除外をするべきだった処、候補地及び選定地共に非農地だった為、農振地に入っている事を把握しておらず工事を行ってしまい現在は土地管理してもらい資材置場として使用している状況です。

2. 検討箇所(候補地)

	候補地の住所	地目	選定したが断念した理由
①	伊万里市東山代町東大久保字西下浦丸1808-1・1810-4・1802	雑種地	地主様知り合いから連絡をしてもらったが取得できなかった。
②	伊万里市東山代町東大久保字西下浦丸1721-3・1738-2・1751	山林 雑種地	山が陰しく進入口がない為取得できなかった。
③	伊万里市東山代町東大久保字西下浦丸1738-1	雑種地	山が陰しく進入口がない為取得できなかった。

(注)検討箇所を住宅地図等で示すこと。

令和 7 年 8 月 / 日

申請者

住 所

氏 名

エ. 変更事由別調書

番号 4

(ア) 変更目的及び理由

駐車場

駐車場造成のため、法第13条第2項に基づき農用地区域から除外する。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
大坪町	字浪瀬	丙32番6の全部	田		7.16	第2種農地	
大坪町	字浪瀬	丙33番3の全部	田		133.00	第2種農地	
合計					140.16		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
			ha	m ²			

- ※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。
ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。

- ※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。
- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
 - ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

農振6要件及び転用許可基準を満たしているので、やむを得ない。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ 農振除外6要件の検討

別紙のとおり

⑥ その他

特になし

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無

無

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無

無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無

無

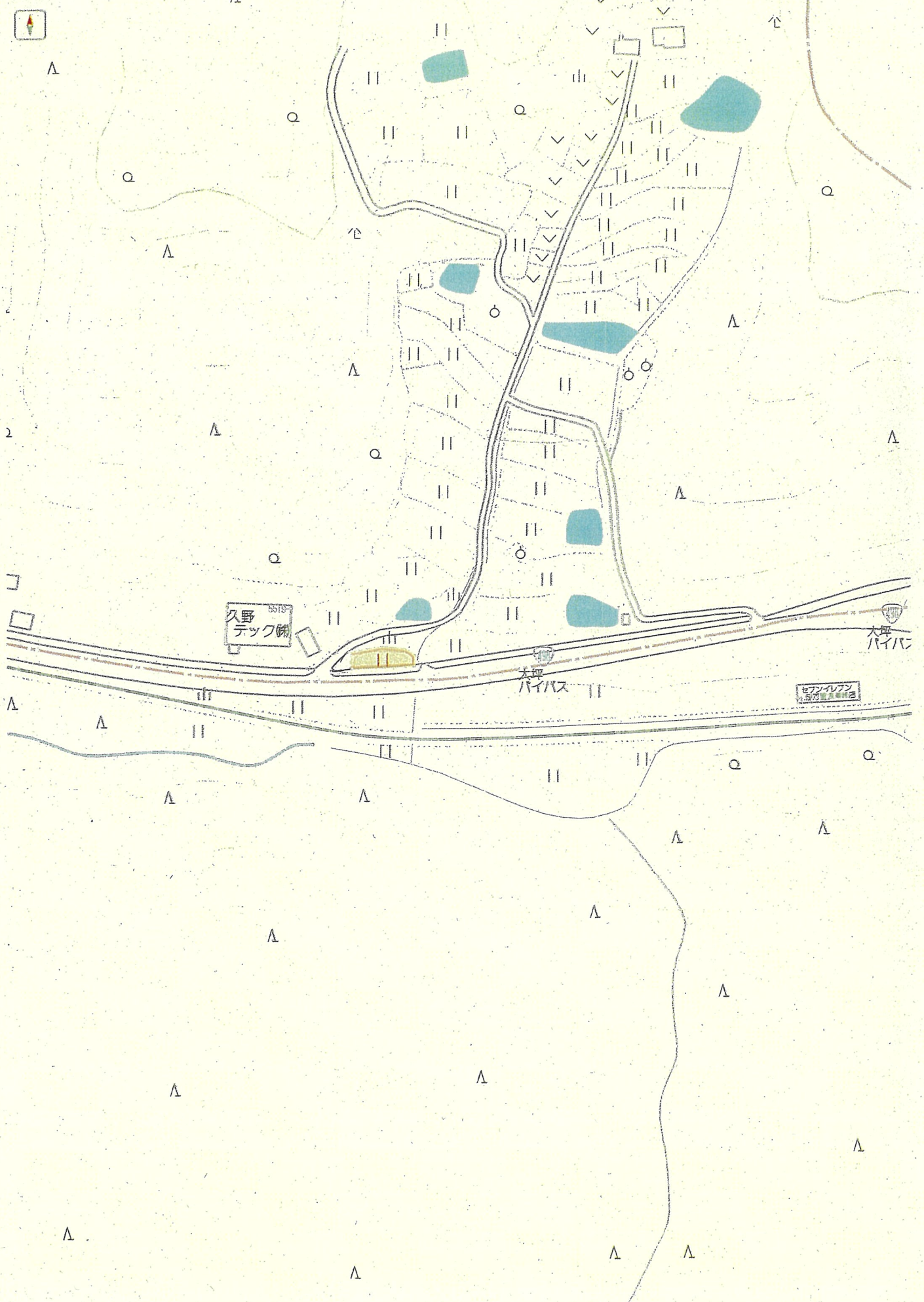
【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)

位置図



中心点座標:Lng 129°55'5.7",Lat 33°15'39.1" 佐賀県伊万里市大坪町乙付近



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更申請書」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	大坪町字浪瀬丙32番6 大坪町字浪瀬丙33番3
申請地の状況	申請地は 大坪町上古賀 に位置している。
変 更 目 的	駐車場
申 請 内 容	農用地区域からの除外
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当する農地である。 農用地区域から除外された場合、特定土地改良事業等の施行に係る区域内ではなく、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内でもないため、農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当する第2種農地である。
転用許可の見込みについて	転用の目的は駐車場であり、周辺の農地等に係る営農条件への支障がないと判断できれば、第2種農地の許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当すると思われる。
農用地利用計画変更及び地域計画の変更に対する農業委員会の意見	事業目的や事業内容に適合する土地を選定したが代替する土地がなく、申請地でなければ事業目的を達成することが困難であることが選定理由書により示されており、止むを得ない。 申請地の周辺には農地が存在しており、地下浸透および自然流下し、申請地南側の既存水路へ放流する計画の為、農地の集団化・農業上の利用及び農地の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第3.5.6号
令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキソノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊富振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

◎農振法第13条第2項の各要件検討調書

番号	4	目的	駐車場
----	---	----	-----

第1号要件

1-1 農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・適当性

(判断材料)

- ①具体的な転用計画があり、定められた施設の通常の利用形態から判断して、計画地に立地することが必要かつ適当であることが判断できる内容となっていること。
- ②施設の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて、農用地区域からの除外が過大ではないと判断できる内容となっていること。
- ③(Q&A問46、問79参照)

具体的な転用計画があるものと判断ができる。申請面積についても、過大ではないと判断できる。

1-2 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難な理由

(判断材料)

- ①地域内に①農地以外の土地、②農用地区域以外の農地で、施設の建設等が可能な土地があるか確認されていること。
(適当な土地があっても、そこで建設できない理由があれば、代替困難に該当する場合もある。)
- ②(Q&A問79参照)

申請地周辺の農地以外の土地、農用地区域以外の農地で代替となる土地を検討したが、条件に見合う土地は存在しなかった。
(別紙:理由書参照)

第2号要件

2 地域計画(農業経営強化基盤強化法第19条第1項)の達成に支障を及ぼす影響

(判断材料)

- ①地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供するものでないこと。
- ②地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じるおそれがないこと。

申請地は、地域計画区域外の土地であるため、地域計画の達成に支障はないと判断する。

第3号要件

3 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響

(判断材料)

- ①農用地区域から除外して施設を建設等することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断できる内容となっていること。
- ②集落周辺部にあり、この圃場が転用されても、周辺農地の農地の集団化、農作業の効率化(連担性、連続性)に影響が出ない説明を行うこと。
- ③(Q&A問81参照)

申請地は農地の集団の縁辺部にあたるため、変更後も周囲に与える影響は軽微である。

第4号要件

4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営に与える影響

(判断材料)

- ①除外予定農地を含む農地集団に効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営する農地及び農業経営改善計画等で利用集積を目指す農地が含まれていないこと。
- ②効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれないこと、
- ③経営規模の大幅な縮小により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す農業経営改善計画の達成等に支障が生じないこと。

地元区長や生産組合長からの承諾は得られており、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して支障は生じないと判断できる。

第5号要件

5 土地改良施設の有する機能に与える影響

(判断材料)

- ①農業用排水路、農道、パイプライン、その他施設、それぞれについて、施設の建設等により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことが判断できる内容となっていること。
- ②土地改良施設を管理する者と調整を行った場合は、その内容について記述されていること。

申請地の周辺には農地が存在しているが、雨水は自然流下により、水路へ排水する計画のため、施設の建設により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことが判断できる。

第6号要件

6 土地改良事業完了後8年経過

(判断材料)

- ①対象となる土地改良事業は、①国営事業又は国庫補助事業で、かつ ②「農業用排水施設の新設又は変更」、「区画整理」、「農用地の造成」、「埋立又は干拓」、「客土、暗渠排水その他事業」
- ②完了後8年経過の判断については、土地改良事業の工事完了公告がされた日が属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。

土地改良事業未実施

選 定 理 由 書

1. 当該地を選定した理由

私は現在伊万里市大坪町にて産業用電機品等の総合メンテナンス業を営んでおります。主な事業内容はモーター・発電機・トランス・各種コイル・マグネット・各種用途ポンプ等の修理・販売です。現在、事業拡大に伴い事業用駐車場が不足しているため、申請地の利用を予定しております。事務所周辺で土地を探しましたが適する土地がありませんでした。今回選定した土地は隣地に田畑がなく、駐車場として造成しても近隣の田畑に影響ありません。

今回、対象地は農用地区域内農地ですが、地権者様も高齢で農地を管理できないため、当社が駐車場として利用させていただくことになりました。

2. 検討箇所（候補地）

	候補地の所在	地目	選定したが断念した理由
①	伊万里市大坪町 乙 5523	ため池	面積は十分あるが、前面道路と高低差があり進入路の確保が難しいため、断念しました。
②	伊万里市大坪町 乙 5517-9	山林	面積は十分あるが、前面道路から進入路の確保が難しいため、断念しました。
③	伊万里市大坪町 乙 5517-1	宅地	面積は十分あるが、所有者に売買の意思がないため、断念しました。

（注）検討箇所を住宅地図等で示すこと。

令和 7 年 8 月 18 日

申請者

住 所
氏 名

エ. 変更事由別調書

番号	5
----	---

(ア) 変更目的及び理由

駐車場及び緑地

駐車場及び緑地造成のため、法第13条第2項に基づき農用地区域から除外する。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
南波多町谷口	字ユキソノ	160番の全部	畑		130.00	第2種農地	
合計					130.00		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
			ha	m ²			

※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。

ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。

※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。

- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
- ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

農振6要件及び転用許可基準を満たしているため、やむを得ない。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ 農振除外6要件の検討

別紙のとおり

⑥ その他

有害鳥獣進入防止柵が設置されているが、返還等が要件とされている補助金・交付金を活用したものではない。

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無

無

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無

無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無

無

【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)



附近見取図

縮尺1:1500



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更申請書」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	南波多町谷口字ユキノノ160番
申請地の状況	申請地は 南波多町谷口 に位置している。
変 更 目 的	駐車場及び緑地
申 請 内 容	農用地区域からの除外
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当する農地である。 農用地区域から除外された場合、特定土地改良事業等の施行に係る区域内ではなく、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内でもないため、農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当する第2種農地である。
転用許可の見込みについて	転用の目的は駐車場及び緑地であり、周辺の農地等に係る営農条件への支障がないと判断できれば、第2種農地の許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当すると思われる。
農用地利用計画変更及び地域計画の変更に対する農業委員会の意見	事業目的や事業内容に適合する土地を選定したが代替する土地がなく、申請地でなければ事業目的を達成することが困難であることが選定理由書により示されており、止むを得ない。 申請地の周辺には農地が存在しており、雨水は自然流下し、申請地北東側の既存水路へ放流する計画の為、農地の集団化・農業上の利用及び農地の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第356号

令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記のとおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキソノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊営振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われれます。

◎農振法第13条第2項の各要件検討調書

番号	5	目的	駐車場及び緑地
----	---	----	---------

第1号要件

1-1 農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・適当性

(判断材料)

- ① 具体的な転用計画があり、定められた施設の通常の利用形態から判断して、計画地に立地することが必要かつ適当であることが判断できる内容となっていること。
- ② 施設の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて、農用地区域からの除外が過大ではないと判断できる内容となっていること。
- ③ (Q&A問46、問79参照)

具体的な転用計画があるものと判断ができる。申請面積についても、過大ではないと判断できる。

1-2 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難な理由

(判断材料)

- ① 地域内に①農地以外の土地、②農用地区域以外の農地で、施設の建設等が可能な土地があるか確認されていること。
(適当な土地があっても、そこで建設できない理由があれば、代替困難に該当する場合もある。)

② (Q&A問79参照)

申請地周辺の農地以外の土地、農用地区域以外の農地で代替となる土地を検討したが、条件に見合う土地は存在しなかった。
(別紙:理由書参照)

第2号要件

2 地域計画(農業経営強化基盤強化法第19条第1項)の達成に支障を及ぼす影響

(判断材料)

- ① 地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供するものでないこと。
- ② 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じるおそれがないこと。

申請地は、地域計画区域外の土地であるため、地域計画の達成に支障はないと判断する。

第3号要件

3 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響

(判断材料)

- ① 農用地区域から除外して施設を建設等することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断できる内容となっていること。
- ② 集落周辺部にあり、この圃場が転用されても、周辺農地の農地の集団化、農作業の効率化(連担性、連続性)に影響が出ない説明を行うこと。
- ③ (Q&A問81参照)

申請地は農地の集団の縁辺部にあたるため、変更後も周囲に与える影響は軽微である。

第4号要件

4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営に与える影響

(判断材料)

- ① 除外予定農地を含む農地集団に効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営する農地及び農業経営改善計画等で利用集積を目指す農地が含まれていないこと。
- ② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれないこと、
- ③ 経営規模の大幅な縮小により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す農業経営改善計画の達成等に支障が生じないこと。

地元区長や生産組合長からの承諾は得られており、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して支障は生じないと判断できる。

第5号要件

5 土地改良施設の有する機能に与える影響

(判断材料)

- ① 農業用排水路、農道、パイプライン、その他施設、それぞれについて、施設の建設等により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことが判断できる内容となっていること。
- ② 土地改良施設を管理する者と調整を行った場合は、その内容について記述されていること。

農道及び水路に支障を及ぼすような工事はなされない。

第6号要件

6 土地改良事業完了後8年経過

(判断材料)

- ① 対象となる土地改良事業は、①国営事業又は国庫補助事業で、かつ ②「農業用排水施設の新設又は変更」、「区画整理」、「農用地の造成」、「埋立又は干拓」、「客土、暗渠排水その他事業」
- ② 完了後8年経過の判断については、土地改良事業の工事完了公告がされた日が属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。

土地改良事業未実施

選 定 理 由 書

1. 当該地を選定した理由

申出地（160番）は、隣接する161番地に新築を予定している自己居住用住宅の敷地利用に不可欠な土地です。
具体的には、161番地を建築地とし、160番地を住宅の庭及び駐車場として一体的に利用する計画であり、
居住環境の確保および日常生活における利便性の向上のために必要となります。
当該地を駐車場として利用したく変更の申請を提出いたします。

2. 検討箇所（候補地）

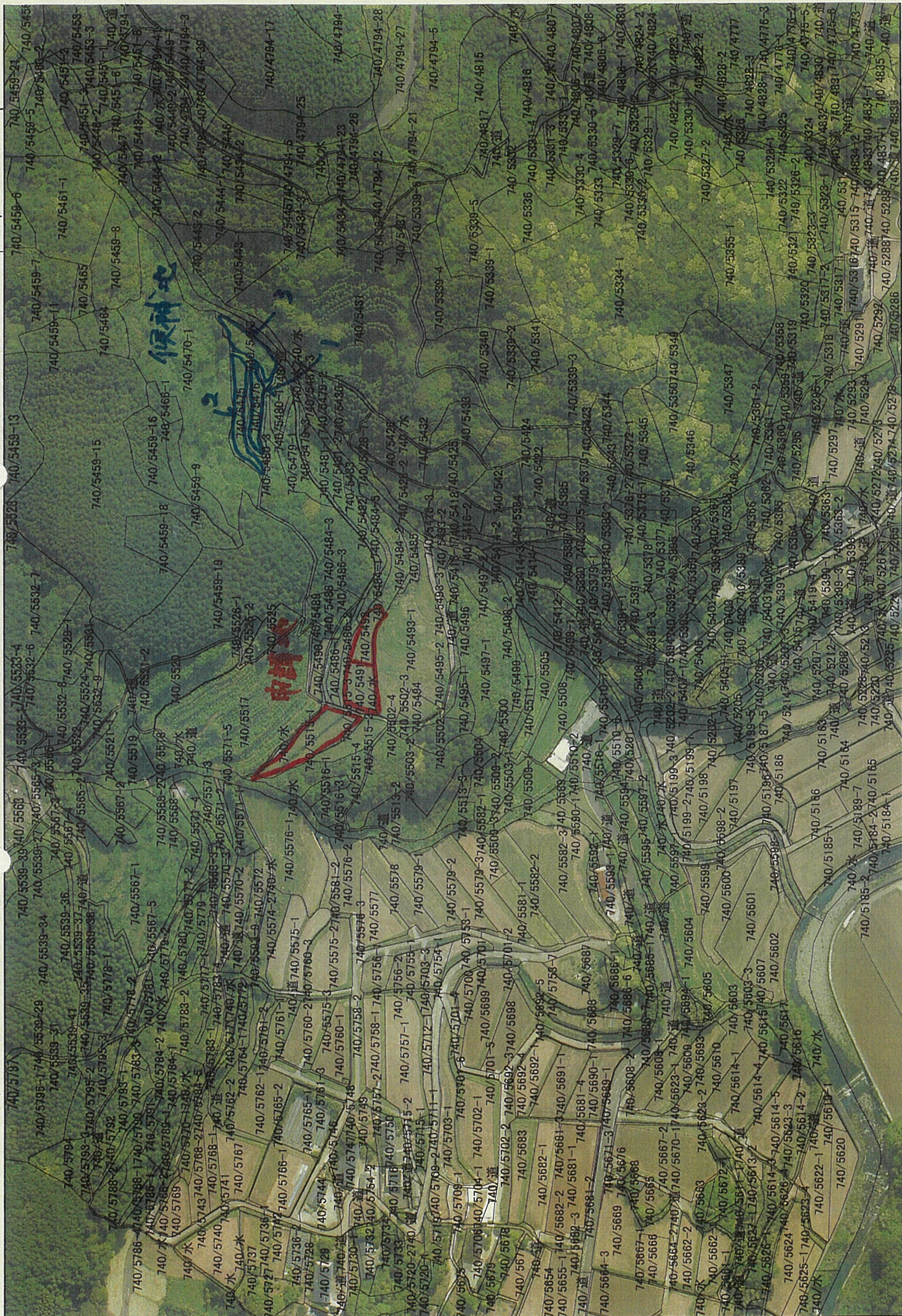
	候補地の所在	地目	選定したが断念した理由
①	伊万里市南波多町谷口字ユキソノ 162番3	畑	当該地は、161番地(新築予定地)に隣接しているが、 道路との高低差があり、駐車場としての 計画が、難しいため断念した。
②	伊万里市南波多町谷口字ユキソノ 162番4	雑種地	土地の広さは十分であり、建築地としては 適当であったが、地元の広場として利用しているとのことで 断念した。
③	伊万里市南波多町谷口字ユキソノ 200番2	雑種地	道路との高低差があり、駐車場としての 計画が、難しいため断念した。

(注) 検討箇所を住宅地図等で示すこと。

令和7年8月19日

申請者

住 所
氏 名



(ア) 変更目的及び理由

太陽光発電設備用地

太陽光発電設備用地造成のため、法第13条第2項に基づき農用地区域から除外する。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
東山代町川内野	字柳谷	5491番の全部	田		657.00	第2種農地	
東山代町川内野	字柳谷	5492番の全部	田		506.00	第2種農地	
東山代町川内野	字山犬川	5515番1の全部	田		1,250.00	第2種農地	
合計					2,413.00		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
			ha	m			

※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。

ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。

※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。

- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
 - ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
- のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

農振6要件及び転用許可基準を満たしているので、やむを得ない。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ 農振除外5要件の検討

別紙のとおり

⑥ その他

特になし

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無

有

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無

無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無

無

【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更申請書」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	／
申請地	東山代町川内野字柳谷5491番 東山代町川内野字柳谷5492番 東山代町川内野字山犬川5515番1
申請地の状況	申請地は 東山代町川内野 に位置している。
変 更 目 的	太陽光発電設備用地
申 請 内 容	農用地区域からの除外、地域計画の変更
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当する農地である。 農用地区域から除外された場合、特定土地改良事業等の施行に係る区域内ではなく、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内でもないため、農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当する第2種農地である。
転用許可の見込みについて	転用の目的は太陽光発電設備用地であり、周辺の農地等に係る営農条件への支障がないと判断できれば、第2種農地の許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当すると思われる。
農用地利用計画変更及び地域計画の変更に対する農業委員会の意見	事業目的や事業内容に適合する土地を選定したが代替する土地がなく、申請地でなければ事業目的を達成することが困難であることが選定理由書により示されており、止むを得ない。 申請地の周辺には農地が存在しているが、雨水は雨水樹を經由し、申請地東側の水路へ放流する計画のため、農地の集団化・農業上の利用及び農地の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。 農用地区域内から除外された後は、農地として利用されないため地域計画から除外することに支障ないとする。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第3.5.6号
令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキソノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊農振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

◎農振法第13条第2項の各要件検討調書

番号	6	目的	太陽光発電設備用地
----	---	----	-----------

第1号要件

1-1 農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・適当性

(判断材料)

- ①具体的な転用計画があり、定められた施設の通常の利用形態から判断して、計画地に立地することが必要かつ適当であることが判断できる内容となっていること。
- ②施設の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて、農用地区域からの除外が過大ではないと判断できる内容となっていること。
- ③(Q&A問46、問79参照)

具体的な転用計画があるものと判断ができる。申請面積についても、過大ではないと判断できる。

1-2 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難な理由

(判断材料)

- ①地域内に①農地以外の土地、②農用地区域以外の農地で、施設の建設等が可能な土地があるか確認されていること。
(適当な土地があっても、そこで建設できない理由があれば、代替困難に該当する場合もある。)
- ②(Q&A問79参照)

申請地周辺の農地以外の土地、農用地区域以外の農地で代替となる土地を検討したが、条件に見合う土地は存在しなかった。
(別紙:理由書参照)

第2号要件

2 地域計画(農業経営強化基盤強化法第19条第1項)の達成に支障を及ぼす影響

(判断材料)

- ①地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供するものでないこと。
- ②地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じるおそれがないこと。

申請地は、地域計画区域内の土地であったが、令和7年10月22日に地域計画区域外の土地へ変更済みであるため、地域計画の達成に支障はないと判断する。

第3号要件

3 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響

(判断材料)

- ①農用地区域から除外して施設を建設等することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断できる内容となっていること。
- ②集落周辺部にあり、この圃場が転用されても、周辺農地の農地の集団化、農作業の効率化(連担性、連続性)に影響が出ない説明を行うこと。
- ③(Q&A問81参照)

申請地は農地の集団の縁辺部にあたるため、変更後も周囲に与える影響は軽微である。

第4号要件

4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営に与える影響

(判断材料)

- ①除外予定農地を含む農地集団に効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営する農地及び農業経営改善計画等で利用集積を目指す農地が含まれていないこと。
- ②効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれないこと、
- ③経営規模の大幅な縮小により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す農業経営改善計画の達成等に支障が生じないこと。

地元区長や生産組合長からの承諾は得られており、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して支障は生じないと判断できる。

第5号要件

5 土地改良施設の有する機能に与える影響

(判断材料)

- ①農業用排水路、農道、パイプライン、その他施設、それぞれについて、施設の建設等により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことが判断できる内容となっていること。
- ②土地改良施設を管理する者と調整を行った場合は、その内容について記述されていること。

雨水は溜枳を経由して既設側溝へ接続する計画であり、施設の建設により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことが判断できる。

第6号要件

6 土地改良事業完了後8年経過

(判断材料)

- ①対象となる土地改良事業は、①国営事業又は国庫補助事業で、かつ ②「農業用排水施設の新設又は変更」、「区画整理」、「農用地の造成」、「埋立又は干拓」、「客土、暗渠排水その他事業」
- ②完了後8年経過の判断については、土地改良事業の工事完了公告がされた日が属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。

土地改良事業未実施

選 定 理 由 書

1. 当該地を選定した理由

私は現在65才になり農業に従事しています。後継者は息子で仕事の手都合で名古屋に住んでいます。近年は体力の問題で中山間地域の農地は耕作していません。原因は道路の整備が十分である事と用水路の悪化と灌漑被害が大きくなった事です。但し中山間地域の荒れた農地を元のようにする事も検討しています。現在、太陽光発電メーカーと打合せしています。発電用地に条件があります。条件は以下の通りです。
 ①道路に接合した土地である事②1000㎡以上の面積の土地である事③動力(200V)の電線の隣接している事等です。条件に合う土地を不特定に今回の申出地にしました。申出地は周囲に景観にもよく環境にもよく。今回の申出地は安心に荒れた農地を管理する事ができます。宜しくお願い致します。

2. 検討箇所(候補地)

	候補地の所在	地目	選定したが断念した理由
①	東山伏町川内野 字柳谷 5476 (田) 5476	田	道路に接している土地で動力(200V)の電線にも隣接しているが面積が小さく断念しました。
②	東山伏町川内野 字柳谷 5475	田	道路に接している土地で動力(200V)の電線にも隣接しているが道路が荒れている為断念しました。
③	東山伏町川内野 字柳谷 5473	田	道路に接している土地で動力(200V)の電線にも隣接しているが面積が小さく道路が荒れている為断念しました。

(注) 検討箇所を住宅地図等で示すこと。

令和 7 年 8 月 20 日

申請者

住 所
氏 名

エ. 変更事由別調書

番号 7

(ア) 変更目的及び理由

資材置場

資材置き場造成のため、法第13条第2項に基づき農用地区域から除外する。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
山代町楠久	字茅野一	1595番1の全部	田		711.00	第1種農地	
山代町楠久	字茅野一	1595番2の全部	田		1,200.00	第1種農地	
山代町楠久	字茅野一	1595番3の全部	田		249.00	第1種農地	
合計					2,160.00		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
臨時石炭鉱害復旧 事業	昭和 42年	平成 7年	79.6 ha	2,160.00 m			

※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。

ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。

※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。

- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
- ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

農振6要件及び転用許可基準を満たしているので、やむを得ない。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ 農振除外5要件の検討

別紙のとおり

⑥ その他

令和2年に鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、ワイヤーメッシュが設置されている。

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無

有

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無

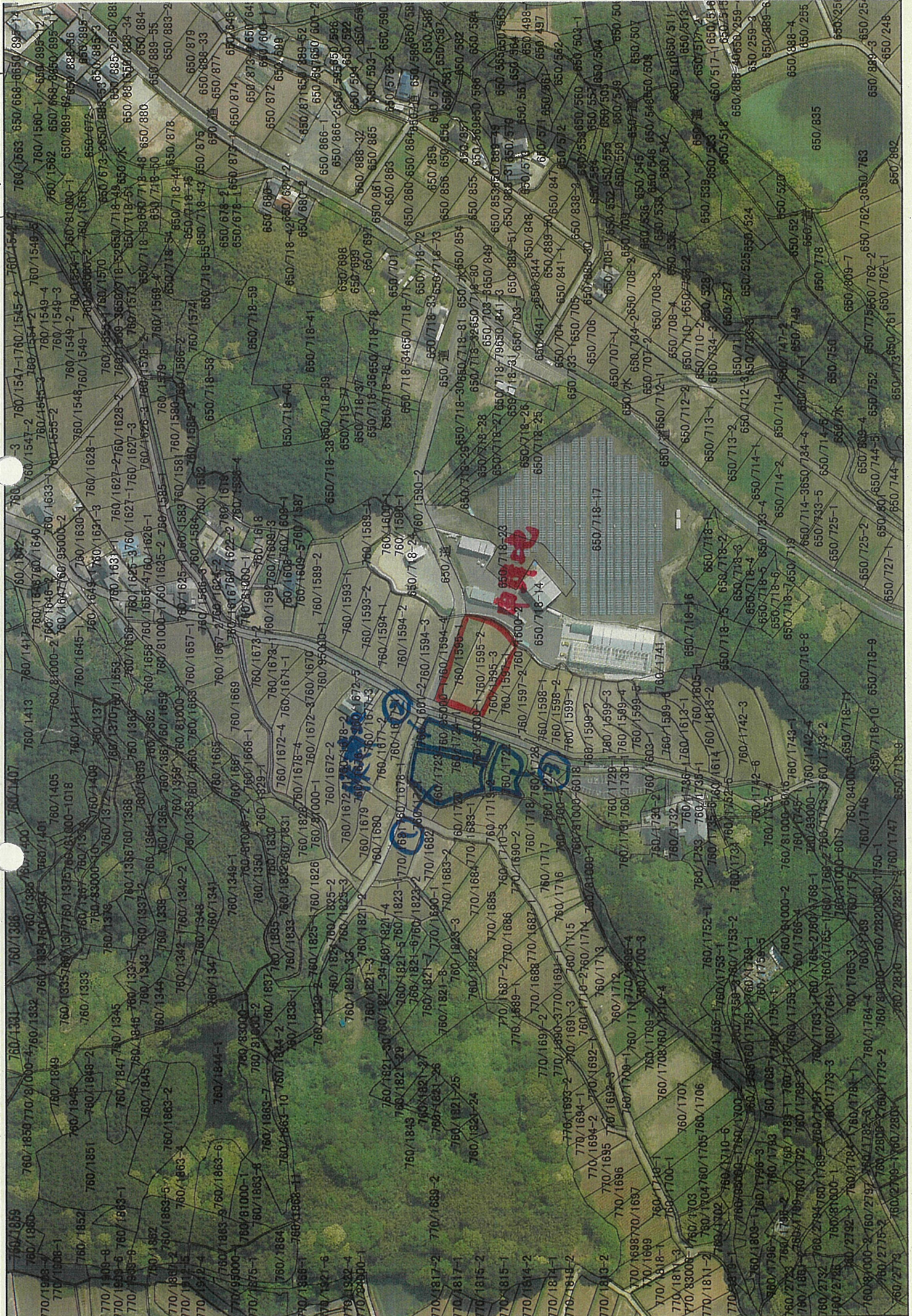
無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無

無

【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更申請書」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	山代町楠久字茅野一1595番1 山代町楠久字茅野一1595番2 山代町楠久字茅野一1595番3
申請地の状況	申請地は 山代町楠久 に位置している。
変 更 目 的	資材置場
申 請 内 容	農用地区域からの除外、地域計画の変更
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のイの(ア)市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当する農地である。 農用地区域から除外された場合、特定土地改良事業等の施行に係る区域内であるため、農地区分要件「第2の1の(1)のイの(ア)のb特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当する第1種農地である。
転用許可の見込みについて	転用の目的は事業拡大に伴う資材置場の増設であり、周辺の農地等に係る営農条件への支障がないと判断できれば、第1種農地の許可基準「第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限る)」に該当すると思われる。
農用地利用計画変更及び地域計画の変更に対する農業委員会の意見	事業目的や事業内容に適合する土地を選定したが代替する土地がなく、申請地でなければ事業目的を達成することが困難であることが選定理由書により示されており、止むを得ない。 申請地の周辺には農地が存在しているが、雨水は自然流下し、申請地東側の既存水路へ放流する計画の為、農地の集団化・農業上の利用及び農地の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。 農用地区域内から除外された後は、農地として利用されないため地域計画から除外することに支障ないと考えます。

*農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第356号

令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

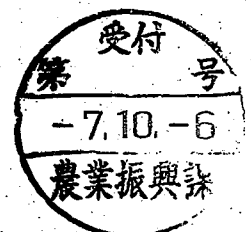
記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキソノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山天川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊宮振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

◎農振法第13条第2項の各要件検討調書

番号	7	目的	資材置場
----	---	----	------

第1号要件

1-1 農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・適当性

(判断材料)

- ① 具体的な転用計画があり、定められた施設の通常の利用形態から判断して、計画地に立地することが必要かつ適当であることが判断できる内容となっていること。
- ② 施設の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて、農用地区域からの除外が過大ではないと判断できる内容となっていること。
- ③ (Q&A問46、問79参照)

具体的な転用計画があるものと判断ができる。申請面積についても、過大ではないと判断できる。

1-2 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難な理由

(判断材料)

- ① 地域内に①農地以外の土地、②農用地区域以外の農地で、施設の建設等が可能な土地があるか確認されていること。
(適当な土地があっても、そこで建設できない理由があれば、代替困難に該当する場合もある。)

② (Q&A問79参照)

申請地周辺の農地以外の土地、農用地区域以外の農地で代替となる土地を検討したが、条件に見合う土地は存在しなかった。
(別紙:理由書参照)

第2号要件

2 地域計画(農業経営強化基盤強化法第19条第1項)の達成に支障を及ぼす影響

(判断材料)

- ① 地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供するものでないこと。
- ② 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じるおそれがないこと。

申請地は、地域計画区域内の土地であったが、令和7年10月22日に地域計画区域外の土地へ変更済みであるため、地域計画の達成に支障はないと判断する。

第3号要件

3 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響

(判断材料)

- ① 農用地区域から除外して施設を建設等することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断できる内容となっていること。
- ② 集落周辺部にあり、この圃場が転用されても、周辺農地の農地の集団化、農作業の効率化(連担性、連続性)に影響が出ない説明を行うこと。
- ③ (Q&A問81参照)

申請地は非農地に隣接しており、変更後も周囲に与える影響は軽微である。

第4号要件

4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営に与える影響

(判断材料)

- ① 除外予定農地を含む農地集団に効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営する農地及び農業経営改善計画等で利用集積を目指す農地が含まれていないこと。
- ② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれないこと、
- ③ 経営規模の大幅な縮小により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す農業経営改善計画の達成等に支障が生じないこと。

地元区長や生産組合長からの承諾は得られており、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して支障は生じないと判断できる。

第5号要件

5 土地改良施設の有する機能に与える影響

(判断材料)

- ① 農業用排水路、農道、パイプライン、その他施設、それぞれについて、施設の建設等により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことが判断できる内容となっていること。
- ② 土地改良施設を管理する者と調整を行った場合は、その内容について記述されていること。

農道及び水路に支障を及ぼすような工事はなされない。

第6号要件

6 土地改良事業完了後8年経過

(判断材料)

- ① 対象となる土地改良事業は、①国営事業又は国庫補助事業で、かつ ②「農業用排水施設の新設又は変更」、「区画整理」、「農用地の造成」、「埋立又は干拓」、「客土、暗渠排水その他事業」
- ② 完了後8年経過の判断については、土地改良事業の工事完了公告がされた日が属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。

臨時石炭鉱害復旧事業の完了公告後、8年経過している。

選 定 理 由 書

1. 当該地を選定した理由

今般、当該地に資材置場増設を設置したく申請いたします。

資材置場増設にあたり、既存の拠点から近く、近隣への影響が少なく住宅地がない、資材の搬出入が円滑に行える土地などの立地条件に合う土地を探しており、下記の土地を選定しましたが、候補地A、B、Cともに交渉がうまくいかず、折り合いが付きませんでした。他を選定していましたら、今回の申請地の土地を探し上記に述べた立地条件に合う土地があり、交渉もうまくいったため、当該地を選定しました。

2. 検討箇所（候補地）

	候補地の所在	地目	選定したが断念した理由
①	候補地A 山代町楠久 1723	原野	相手方に土地を手放す意思がなく、交渉が難しかった。
②	候補地B 山代町楠久 1724-1	原野	譲り受けたいと交渉したが、相手方に土地利用計画があったため候補地から外した。
③	候補地C 山代町楠久 1722	原野	既に他者との契約があり交渉することができなかった。

(注) 検討箇所を住宅地図等で示すこと。

令和 7年 8月 19日

申請者

住 所

氏 名

エ. 変更事由別調書

番号 8

(ア) 変更目的及び理由

駐車場

駐車場造成のため、法第13条第2項に基づき農用地区域から除外する。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
二里町大里	字中町	乙164番の全部	田		2,013.00	第3種農地	
合計					2,013.00		

(ウ) 変更する土地の土地改良事業の概要、面工事施工年度

完了事業の概要(着工済のものを含む)					予定する事業		
事業の種類	着工年度	完了年度	事業受益面積	当該農用地区域 関係面積	事業の 種類	着工 年度	事業受益 面積
ほ場整備事業	昭和 37年	昭和 41年	70.5 ha	2,013.00 m			

※ 完了公告日は、土地改良事業の工事完了公告がされた日であり、8年経過の算定基準となる。

ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日を8年経過の算定基準とすることが可能となる。

※ 掲載する事業は、以下のとおりとする。

- ・ 面工事業(農振法施行規則第4条の3第1号のロからニ)
- ・ 農業水利事業、暗渠排水事業等(農振法施行規則第4条の3第1号のイ及びホ)
のうち事業実施中もしくは完了後8年未経過のもの

(エ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略)

① 市の意見

農振6要件及び転用許可基準を満たしているため、やむを得ない。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ 農振除外5要件の検討

別紙のとおり

⑥ その他

特になし

(オ) 多面的機能支払交付金の実施の有無

無

(カ) 中山間地域等直接支払交付金の実施の有無

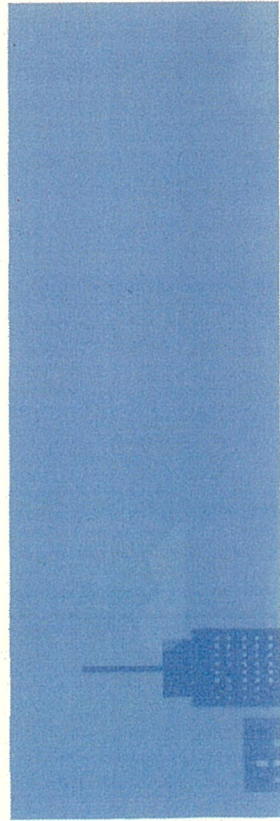
無

(キ) 上記、(オ)、(カ)の他、国・県から補助金交付を受けた受益地(処分制限期間中)の該当の有無

無

【有の場合】

(事業名: 事業 実施年度 年度)



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更申請書」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	二里町大里字中町乙164番
申請地の状況	申請地は 二里町大里 に位置している。
変 更 目 的	駐車場
申 請 内 容	農用地区域からの除外、地域計画の変更
農地区分について	申請地は、農地区分要件「第2の1の(1)のアの(ア)市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当する農地である。 農用地区域から除外された場合、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設(二里小学校、きたじま整形外科)が存することから、農地区分要件「第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)水管及び下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」に該当する第3種農地である。
転用許可の見込みについて	転用の目的は駐車場であり、周辺の農地等に係る営農条件への支障がないと判断できれば、第3種農地の許可基準「第2の1の(1)のエの(イ)許可し得る」に該当すると思われる。
農用地利用計画変更及び地域計画の変更に対する農業委員会の意見	申請地の周辺には農地が存在しているが、申請地南側の新設側溝を經由し、申請地西側の水路へ放流する計画の為、農地の集団化・農業上の利用及び農地の集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。 農用地区域内から除外された後は、農地として利用されないため地域計画から除外することに支障ないと考ええる。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第356号
令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

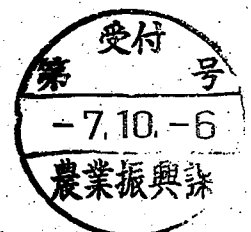
記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷲川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷲川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキゾノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鶯川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鶯川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊営振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

[申請に対する意見について]

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

◎農振法第13条第2項の各要件検討調書

番号	8	目的	駐車場
----	---	----	-----

第1号要件

1-1 農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することの必要性・適当性

(判断材料)

- ① 具体的な転用計画があり、定められた施設の通常の利用形態から判断して、計画地に立地することが必要かつ適当であることが判断できる内容となっていること。
- ② 施設の用途に供するために通常必要とされる面積等からみて、農用地区域からの除外が過大ではないと判断できる内容となっていること。
- ③ (Q&A問46、問79参照)

具体的な転用計画があるものと判断ができる。申請面積についても、過大ではないと判断できる。

1-2 農用地区域以外の土地をもって代えることが困難な理由

(判断材料)

- ① 地域内に①農地以外の土地、②農用地区域以外の農地で、施設の建設等が可能な土地があるか確認されていること。
(適当な土地があっても、そこで建設できない理由があれば、代替困難に該当する場合もある。)

② (Q&A問79参照)

申請地周辺の農地以外の土地、農用地区域以外の農地で代替となる土地を検討したが、条件に見合う土地は存在しなかった。
(別紙・理由書参照)

第2号要件

2 地域計画(農業経営強化基盤強化法第19条第1項)の達成に支障を及ぼす影響

(判断材料)

- ① 地域計画の区域内の土地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る地域計画の区域内の土地を農用地等以外の用途に供するものでないこと。
- ② 地域計画の区域内の土地が農用地等以外の用途に供されることにより、当該計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じるおそれがないこと。

申請地は、地域計画区域内の土地であったが、令和7年10月22日に地域計画区域外の土地へ変更済みであるため、地域計画の達成に支障はないと判断する。

第3号要件

3 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に与える影響

(判断材料)

- ① 農用地区域から除外して施設を建設等することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと判断できる内容となっていること。
- ② 集落周辺部にあり、この圃場が転用されても、周辺農地の農地の集団化、農作業の効率化(連担性、連続性)に影響が出ない説明を行うこと。
- ③ (Q&A問81参照)

申請地は農地の集団の縁辺部にあたるため、変更後も周囲に与える影響は軽微である。

第4号要件

4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営に与える影響

(判断材料)

- ① 除外予定農地を含む農地集団に効率的かつ安定的な農業経営を営む者が経営する農地及び農業経営改善計画等で利用集積を目指す農地が含まれていないこと。
- ② 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれないこと、
- ③ 経営規模の大幅な縮小により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す農業経営改善計画の達成等に支障が生じないこと。

地元区長や生産組合長からの承諾は得られており、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して支障は生じないと判断できる。

第5号要件

5 土地改良施設の有する機能に与える影響

(判断材料)

- ① 農業用排水路、農道、パイプライン、その他施設、それぞれについて、施設の建設等により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことが判断できる内容となっていること。
- ② 土地改良施設を管理する者と調整を行った場合は、その内容について記述されていること。

雨水は溜枧を経由して既設側溝へ接続する計画であり、施設の建設により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことが判断できる。

第5号要件

5 土地改良事業完了後8年経過

(判断材料)

- ① 対象となる土地改良事業は、①国営事業又は国庫補助事業で、かつ ②「農業用排水施設の新設又は変更」、「区画整理」、「農用地の造成」、「埋立又は干拓」、「客土、暗渠排水その他事業」

② 完了後8年経過の判断については、土地改良事業の工事完了公告がされた日が属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。ただし、工事完了公告において工事完了日が記載されている場合は、その工事完了日属する年度の翌年度から起算して8年経過していること。

団体営 ほ場整備事業(大里地区)の完了公告後、8年経過している。

選 定 理 由 書

1. 当該地を選定した理由

今般、当該地に駐車場を設置したく申請いたします。

弊社は近隣にホテルの事業を考え、従業員用の駐車場の設置をするにあたり、通勤時の利便性や安全性、住宅密集地から騒音や交通混雑なご周辺環境への影響を抑えられるなどの立地条件に合う土地を探し、下記の土地を選定しましたが、候補地A、B、Cともに交渉がうまくいかず、折り合いがつきませんでした。他を選定していましたが、今回の申請地である二里町大里の土地を探し、交渉がうまくいった為、当該地を選定しました。

2. 検討箇所（候補地）

	候補地の所在	地目	選定したが断念した理由
①	候補地A 二里町大里乙 202-1	雑種地	相手方に土地を手放す意思がなく、交渉が難しかった。
②	候補地B 二里町大里乙 145	田	相手方に土地を手放す意思がなく、交渉が難しかった。
③	候補地C 二里町大里乙 144	田	相手に土地利用計画があったため交渉することができなかった。

（注）検討箇所を住宅地図等で示すこと。

令和 7年 8月 15日

申請者

住 所
氏 名

エ. 変更事由別調書

番号	1
----	---

(ア) 変更目的及び理由

農用地区域への編入

中山間地域等直接支払交付金制度における協定農用地として今後適正に管理を行うため。

(イ) 変更する土地(編入)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
脇田町	字中山岳	2008番の全部	田		687.00		
合計					687.00		

(ウ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

継続的に管理が続いている農地であり、中山間協定農地となった後も引き続き管理を続けていく計画がある事から、農用地区域へ含めることは相当である。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の見解及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の見解

別紙のとおり

⑤ その他

特になし



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	脇田町字中山岳2008番
申請地の状況	申請地は 脇田町岩立 に位置している。
変 更 目 的	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため
申 請 内 容	農用地区域へ編入
農用地利用計画変更 及び地域計画の変更 に対する 農業委員会の意見	申請地は登記地目、現況地目共に農地であり、中山間直接支払交付金の対象農用地となることから、編入後、農地として利用されるため農用地区域に編入及び地域計画へ編入することに対して支障ない考える。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知) 第2の1(立地基準)による。

伊農整第356号

令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキゾノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		駕川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		駕川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稻田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊営振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

[申請に対する意見について]

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

エ. 変更事由別調書

番号	2
----	---

(ア) 変更目的及び理由

農用地区域への編入

中山間地域等直接支払交付金制度における協定農用地として今後適正に管理を行うため。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
大川内町	字小石原	1736番3の一部	田		250.00		(登記面積 362㎡)
合計					250.00		

(ウ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

継続的に管理を続けている農地であり、中山間協定農地となった後も引き続き管理を続けていく計画があることから、農用地区域へ含めることは相当である。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ その他

特になし

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	大川内町字小石原1736番3
申請地の状況	申請地は 大川内町小石原 に位置している。
変 更 目 的	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため
申 請 内 容	農用地区域へ編入
農用地利用計画変更 及び地域計画の変更 に対する 農業委員会の意見	申請地は登記地目、現況地目共に農地であり、中山間直接支払交付金の対象農用地となることから、編入後、農地として利用されるため農用地区域に編入及び地域計画へ編入することに対して支障ないと考える。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知) 第2の1(立地基準)による。

伊農整第356号

令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキノノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		駕川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		駕川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A 伊 富 振 発 第 50 号
令 和 7 年 10 月 6 日

伊 万 里 市 長 深 浦 弘 信 様

伊 万 里 市 農 業 協 同 組 合
代 表 理 事 組 合 長 田 代 直 樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

エ. 変更事由別調書

番号

3

(ア) 変更目的及び理由

農用地区域への編入

中山間地域等直接支払交付金制度における協定農用地として今後適正に管理を行うため。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
黒川町大黒川	字大谷	832番1の全部	畑		1,595.00		
黒川町大黒川	字大谷	837番1の全部	畑		511.00		
黒川町大黒川	字立道	831番1の全部	畑		922.00		
合計					3,028.0		

(ウ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

継続的に管理を続けている農地であり、中山間協定農地となった後も引き続き管理を続けていく計画があることから、農用地区域へ含めることは相当である。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の見解及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の見解

別紙のとおり

⑤ その他

特になし



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	黒川町大黒川字大谷832番1 黒川町大黒川字大谷837番1 黒川町大黒川字立道831番1
申請地の状況	申請地は 黒川町大黒川 に位置している。
変 更 目 的	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため
申 請 内 容	農用地区域へ編入
農用地利用計画変更 及び地域計画の変更 に対する 農業委員会の意見	申請地832番1及び831番1は登記地目、現況地目共に農地であり、中山間直接支払交付金の対象農用地となることから、編入後、農地として利用されるため農用地区域に編入及び地域計画へ編入することに対して支障ないと考えます。 申請地837番1は、H30.6.1に非農地判断し、農地台帳から除いている。中山間直払いの対象農地になることから、編入後、農地として利用されるため所有者から農地として管理する旨、農業委員会へ連絡が必要になる。また、登記地目が田、畑以外に手続きをしている場合は、地目変更登記申請を行う必要がある。

*農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第356号

令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記のとおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキソノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊営振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

工. 変更事由別調書

番号

4

(ア) 変更目的及び理由

農用地区域への編入

中山間地域等直接支払交付金制度における協定農用地として今後適正に管理を行うため。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
黒川町黒塩	字屏風谷	3017番1の全部	田		2,023.00		
黒川町椿原	字岩ノ上	1510番1の全部	田		594.00		
黒川町椿原	字岩ノ上	1510番2の全部	田		226.00		
黒川町椿原	字岩ノ上	1510番3の全部	田		592.00		
黒川町椿原	字岩ノ上	1510番4の全部	田		74.00		
黒川町椿原	字岩ノ上	1510番7の全部	田		231.00		
合計					3,740.0		

(ウ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

継続的に管理を続けている農地であり、中山間協定農地となった後も引き続き管理を続けていく計画があることから、農用地区域へ含めることは相当である。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ その他

特になし





2956-2

3021-4

3021-5

3026

3021-9

3021-10

3041-14

3023-1

3024-1

3041-15

3020

3038

3012

3013-2

3019

3013-5

3041-8

3041-9

3042

230

3017-1

3043

2318-1

3017-3

3045

2317

3017-7

3017-4

3046

2319-1

3017-5

2319-3

3015-1

3017-6

3015-2

2337-6

2360

2337-3

2336-1

2353

2339

2338

2337-8

2356

2352-1

2341

2337-4

2345-1

2358

2357

2350-3

2344

2342

2346-3

2348-1

2455

2455

2439-6

2440-1

2441-1

2439-5

2439-1

2350-2

2350-1

2349-1

2451

2449-1

2451-5

2451-4

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	黒川町黒塩字屏風谷3017番1 黒川町椿原字岩ノ上1510番1 黒川町椿原字岩ノ上1510番2 黒川町椿原字岩ノ上1510番3 黒川町椿原字岩ノ上1510番4 黒川町椿原字岩ノ上1510番7
申請地の状況	申請地は 黒川町椿原 に位置している。
変 更 目 的	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため
申 請 内 容	農用地区域へ編入
農用地利用計画変更 及び地域計画の変更 に対する 農業委員会の意見	申請地3017番1は登記地目、現況地目共に農地であり、中山間直接支払交付金の対象農用地となることから、編入後、農地として利用されるため農用地区域に編入及び地域計画へ編入することに対して支障ないとする。 申請地1510番1及び1510番2、1510番3、1510番4は、R5.6.2。1510番7はR2.6.4に非農地判断し、農地台帳から除いている。中山間直接支払交付金の対象農用地になることから、編入後、農地として利用されるため所有者から農地として管理する旨、農業委員会へ連絡が必要になる。また、登記地目が田、畑以外に手続きをしている場合は、地目変更登記申請を行う必要がある。

*農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知) 第2の1(立地基準)による。

伊農整第356号

令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキノノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		駕川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		駕川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊営振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

エ. 変更事由別調査

番号

5

(ア) 変更目的及び理由

農用地区域への編入

中山間地域等直接支払交付金制度における協定農用地として今後適正に管理を行うため。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
黒川町清水	字井手ノ下	248番3の全部	田		2,720.00		
黒川町清水	字井手ノ下	260番2の全部	田		3,732.00		
黒川町清水	字一ツ枝	441番2の全部	田		1,202.00		
黒川町清水	字一ツ枝	441番3の全部	田		644.00		
合計					8,298.0		

(ウ) 意見等（軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化）

① 市の意見

継続的に管理が続いている農地であり、中山間協定農地となった後も引き続き管理を続けていく計画がある事から、農用地区域へ含めることは相当である。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ その他

特になし







「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	黒川町清水字井手ノ下248番3 黒川町清水字井手ノ下260番2 黒川町清水字一ツ枝441番2 黒川町清水字一ツ枝441番3
申請地の状況	申請地は 黒川町清水 に位置している。
変 更 目 的	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため
申 請 内 容	農用地区域へ編入
農用地利用計画変更 及び地域計画の変更 に対する 農業委員会の意見	申請地248番3、260番2、441番2は登記地目、現況地目共に農地であり、 中山間直接支払交付金の対象農用地となることから、編入後、農地として 利用されるため農用地区域に編入及び地域計画へ編入することに対して 支障ないとする。

*農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知)第2の1(立地基準)による。

伊農整第356号

令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

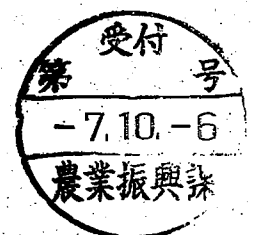
記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキソノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鶯川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鶯川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊営振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

エ. 変更事由別調書

番号	6
----	---

(ア) 変更目的及び理由

農用地区域への編入

中山間地域等直接支払交付金制度における協定農用地として今後適正に管理を行うため。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
黒川町花房	字入舟	1243番1の一部	田		435.00		(登記面積、659㎡)
合計					435.0		

(ウ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

継続的に管理を続けている農地であり、中山間協定農地となった後も引き続き管理を続けていく計画があることから、農用地区域へ含めることは相当である。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ その他

特になし



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	黒川町花房字入舟1243番1
申請地の状況	申請地は 黒川町花房 に位置している。
変 更 目 的	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため
申 請 内 容	農用地区域へ編入
農用地利用計画変更 及び地域計画の変更 に対する 農業委員会の意見	申請地は登記地目、現況地目共に農地であり、中山間直接支払交付金の対象農用地となることから、編入後、農地として利用されるため農用地区域に編入及び地域計画へ編入することに対して支障ないとする。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知) 第2の1(立地基準)による。

伊農整第356号

令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記のとおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキノノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊宮振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

エ. 変更事由別調書

番号	7
----	---

(ア) 変更目的及び理由

農用地区域への編入

中山間地域等直接支払交付金制度における協定農用地として今後適正に管理を行うため。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
二里町中里	字南古子	38番5の全部	田		1,211.00		
二里町中里	字古子	648番の全部	田		144.00		
合計					1,355.0		

(ウ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

継続的に管理を続けている農地であり、中山間協定農地となった後も引き続き管理を続けていく計画があることから、農用地区域へ含めることは相当である。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ その他

特になし





：「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	二里町中里字南古子38番5 二里町中里字古子648番
申請地の状況	申請地は 二里町古子 に位置している。
変 更 目 的	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため
申 請 内 容	農用地区域へ編入
農用地利用計画変更 及び地域計画の変更 に対する 農業委員会の意見	申請地は登記地目、現況地目共に農地であり、中山間直接支払交付金の対象農用地となることから、編入後、農地として利用されるため農用地区域に編入及び地域計画へ編入することに対して支障ない考える。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知) 第2の1(立地基準)による。

伊農整第356号

令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキノノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊農振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

エ. 変更事由別調書

番号

8

(ア) 変更目的及び理由

農用地区域への編入

中山間地域等直接支払交付金制度における協定農用地として今後適正に管理を行うため。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
山代町西分	字早稲田	4344番の一部	田		727.00		(登記面積 777㎡)
合計					727.0		

(ウ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

継続的に管理を続けている農地であり、中山間協定農地となった後も引き続き管理を続けていく計画があることから、農用地区域へ含めることは相当である。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ その他

特になし



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	山代町西分字早稲田4344番
申請地の状況	申請地は 山代町立岩 に位置している。
変 更 目 的	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため
申 請 内 容	農用地区域へ編入
農用地利用計画変更 及び地域計画の変更 に対する 農業委員会の意見	申請地は登記地目、現況地目共に農地であり、中山間直接支払交付金の対象農用地となることから、編入後、農地として利用されるため農用地区域に編入及び地域計画へ編入することに対して支障ないと考える。

* 農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け通知) 第2の1(立地基準)による。

伊農整第356号

令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキソノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊営振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。

工. 変更事由別調書

番号

9

(ア) 変更目的及び理由

農用地区域への編入

中山間地域等直接支払交付金制度における協定農用地として今後適正に管理を行うため。

(イ) 変更する土地(除外)

町名・大字	字	地番	用途区分	生産状況	面積	農地区分	備考
西分	字上揚	5361番の全部	田		51.00		
合計					51.0		

(ウ) 意見等(軽微な変更で行う場合は法律上不要のため省略化)

① 市の意見

継続的に管理を続けている農地であり、中山間協定農地となった後も引き続き管理を続けていく計画がある事から、農用地区域へ含めることは相当である。

② 農業委員会の意見

別紙のとおり

③ 土地改良区の意見及び処置状況

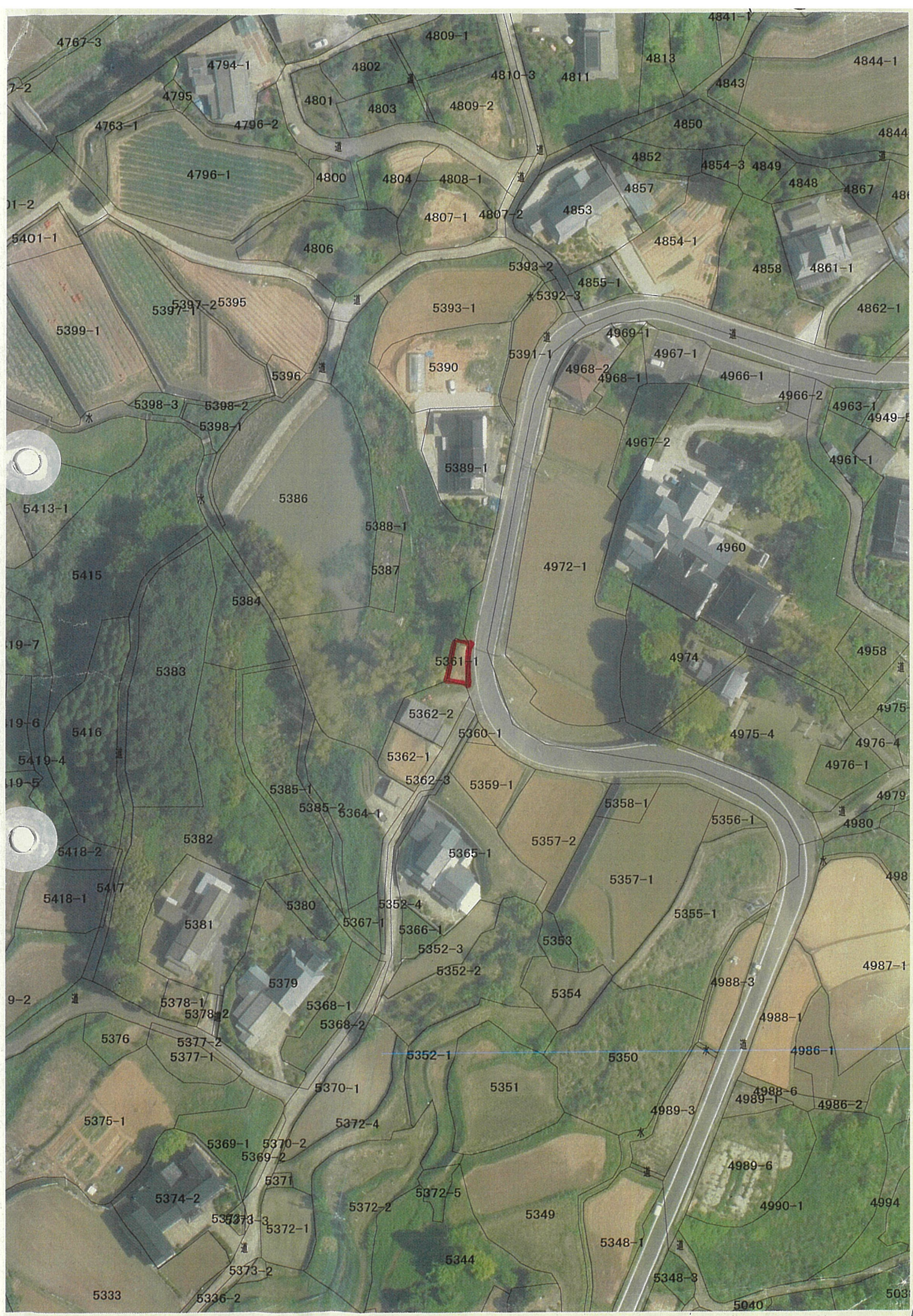
土地改良区なし

④ 農業協同組合の意見

別紙のとおり

⑤ その他

特になし



「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び「地域計画の変更」
に対する意見について(回答)

伊万里市農業委員会

申 請 者	
申請地	山代町西分字上揚5361番
申請地の状況	申請地は 山代町西分 に位置している。
変 更 目 的	中山間直接支払交付金の対象農用地とするため
申 請 内 容	農用地区域へ編入
農用地利用計画変更 及び地域計画の変更 に対する 農業委員会の意見	申請地は登記地目、現況地目共に農地であり、中山間直接支払交付金の対象農用地となることから、編入後、農地として利用されるため農用地区域に編入及び地域計画へ編入することに対して支障ないとする。

*農地区分、転用許可の見込みについては「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け通知）第2の1（立地基準）による。

伊農整第356号

令和7年10月6日

農業振興課長 土井 清隆 様

農山漁村整備課長 前田 政和

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画変更申請書」
に対する意見について（回答）

令和7年9月22日付け伊農振第265号で照会があった標記の件について下記の
とおり回答します。

記

1 意見

多面的機能支払交付金事業の対象農用地に含まれるため、事業計画の変更申請を
行う必要がある旨を申請者へ周知してください。

2 対象地

別紙一覧表のとおり



1. 農用地区域から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		大川町	川西	相ノ谷	1362番地487	全部	川西(相の谷)	該当なし	
2		立花町		鷺川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鷺川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
3		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地3	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1813番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1810番地1	全部	東大久保	該当なし	
		東山代町	東大久保	西下浦丸	1812番地2	全部	東大久保	該当なし	
4		大坪町		浪瀬	丙32番地6	全部	上古賀	該当なし	
		大坪町		浪瀬	丙33番地3	全部	上古賀	該当なし	
5		南波多町	谷口	ユキノノ	160番地	全部	谷口	該当なし	
6		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
7		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
8		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

2. 農用地区域へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

3. 用途区分の変更

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者

4. 地域計画から除外

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		立花町		鶯川内	142番地1	全部	富士町	該当なし	
		立花町		鶯川内	144番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	504番地	全部	富士町	該当なし	
		立花町		高尾	516番地	全部	富士町	該当なし	
2		東山代町	川内野	柳谷	5491番地	全部	川内野	川内野「路」プロジェクト会	一番ヶ瀬 巧
		東山代町	川内野	柳谷	5492番地	全部	川内野	該当なし	
		東山代町	川内野	山犬川	5515番地1	全部	川内野	該当なし	
3		山代町	楠久	茅野一	1595番地1	全部	楠久	該当なし	
		山代町	楠久	茅野一	1595番地2	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
		山代町	楠久	茅野一	1595番地3	全部	楠久	茅野集落守る会	橋口 広幸
4		二里町	大里	中町	乙164番地	全部	大里	該当なし	

5. 地域計画へ編入

番号	申請者	町名	大字	字	地番	全・一部	行政区	活動組織名	代表者
1		脇田町		中山岳	2008番地	全部	岩立		
2		大川内町		小石原	甲1736番地3	一部	小石原		
3		黒川町	大黒川	大谷	832番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	大谷	837番地1	全部	大黒川		
		黒川町	大黒川	立道	831番地1	全部	大黒川		
4		黒川町	黒塩	屏風谷	3017番地1	全部	黒塩		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地1	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地2	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地3	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地4	全部	椿原		
		黒川町	椿原	岩ノ上	1510番地7	全部	椿原		
5		黒川町	清水	井手ノ下	248番地3	全部	清水		
		黒川町	清水	井手ノ下	260番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地2	全部	清水		
		黒川町	清水	一ツ枝	441番地3	全部	清水		
6		黒川町	花房	入舟	1243番地1	一部	花房		
7		二里町	中里	南古子	乙38番地5	全部	古子		
		二里町	中里	古子	乙648番地	全部	古子		
8		山代町	西分	早稲田	4344番地	一部	西分		
9		山代町	西分	上揚	5361番地	全部	西分		

J A伊営振発第 50 号
令和 7 年 10 月 6 日

伊万里市長 深浦 弘信 様

伊万里市農業協同組合
代表理事組合長 田代直樹

「農業振興地域の整備に関する農用地利用計画の変更」及び
「地域計画の変更」に対する意見について（回答）

令和 7 年 9 月 22 日付、伊農振第 265 号で照会がありました標記の件について
下記のとおり回答します。

記

【申請に対する意見について】

申請農地は、当組合において申請目的以外の事業計画はなく、日照や水質等
他の農地に影響を及ぼさないよう農地法その他関係法令を遵守される限りにお
いて、やむを得ないと思われます。